

管理型産業廃棄物最終処分場の整備に向けた財政支援

政策提言先 財務省、総務省、環境省

政策提言の要旨

管理型産業廃棄物最終処分場（以下「管理型最終処分場」という。）は、地域の産業振興や経済活動を下支えする極めて重要な施設です。一方で、管理型最終処分場の整備については、地元の理解が得られにくいことから、公共関与による管理型最終処分場が全国的に増えてきています。

このため、公共関与により廃棄物処理センターが実施する管理型最終処分場の整備を行うにあたって、国庫補助金の十分な予算確保とともに、地方債制度の充実を提言します。

【政策提言の具体的内容】

- 1 公共関与により整備される全ての管理型最終処分場の整備費に対する国庫補助金（廃棄物処理施設整備交付金）について、その補助率（1/4）に基づき、対象経費の満額を交付できるよう十分な予算確保を提言します。
- 2 廃棄物処理センターが実施する管理型最終処分場の施設整備について、地域の経済循環や活性化の基盤となる事業であることを踏まえ、交付税措置のある地域活性化事業債の対象とすることや、一般単独事業債の充当率を引き上げるなど、県及び市町村が整備費用を負担する際に活用できる地方債制度の充実を提言します。

【政策提言の理由】

- ・管理型最終処分場は、地域の産業振興や経済活動を下支えする極めて重要なインフラ施設であり、施設がないと域内の事業者の経済・事業活動に大きく影響を及ぼし、ひいては住民生活に支障をきたすこととなります。一方で、多額の整備費を要する施設であり、産業廃棄物の排出量によって、整備主体や費用負担のスキームが異なってきます。
- ・本県のように、産業廃棄物の排出量が少ない地方では、施設の規模自体は小さくなるものの、水処理の設備や遮水構造などは変わらないため、整備費の単価は相対的に割高となります。このため、産業廃棄物の排出量が多い地方とは異なり、料金収入のみにより整備費を賄うことは困難となることから、民間事業者による整備には至らない現状にあり、地方自治体の負担が不可欠となります。
- ・加えて、近年の環境意識の高まりや事業の継続性、信頼性などから、公共関与による管理型最終処分場が全国的に増えてきています。本県における現行の管理型最終処分場も、廃棄物処理センター（廃棄物処理法第15条の5の規定による）に指定された公益法人が整備したものです。
- ・現行施設は、計画の2倍程度の早さで埋立てが進んでいるため、現在、後継となる新たな施設の整備に向けて早急に取り組んでいます。新たな施設の規模は、現行の2倍程度を予定しており、現行施設よりもさらに整備費が多額となることが見込まれています。

- ・現行施設を整備する際には、国庫補助金のほか、民間団体からも負担をいただいた上で、整備費の大半を県及び全市町村で連携して負担してきた経緯があります。このため、新たな施設の整備においても、利用料金を最大限引き上げ、整備・運営主体の負担額を増やすこととしていますが、整備費のごく一部しか賄えず、整備費の大半は県や市町村の公費負担が必要な状況となっています。
- ・こうした中、令和3年度以降、本県を含む複数の県が、公共関与による管理型最終処分場の整備を複数年度にわたって計画しており、国庫補助の要望が集中することが見込まれます。このため、国において、地方の要望額に対応できるよう予算額を大幅に増額確保していただきたいと思います。
- ・また、地方債制度上は、都道府県の補助金には国庫補助の同額を上限として公営企業債（観光その他事業）、都道府県及び市町村の任意の補助金には一般単独事業債の充当（75%）が可能となっております。
- ・しかし、本県のように地方自治体が多額の費用負担を行う必要がある場合、地方債を発行したとしても負担が極めて重くなることから、元利償還金に対する交付税措置のある地方債の充当や、充当率の引き上げなどによる負担の軽減が必要と考えます。

【高知県担当課】 林業振興・環境部 環境対策課

現状

- 管理型産業廃棄物最終処分場は、水処理設備等の施設構造に一定の基準が設けられており、多額の整備費を要する施設である。**産業廃棄物の排出量が少ない地方では、施設の整備規模自体は小さくなるものの、整備費を賄えるだけの料金収入が見込めず、民間事業者による整備は難しい状況。**
- 加えて、近年の環境意識の高まりや、事業の継続性、信頼性という理由からも、地元の理解が得られにくくなっており、**公共関与による施設整備が全国的に増加**している。
- 公共関与により施設整備を行う場合にも、産業廃棄物の排出量が少ない地方では、**地方公共団体からの補助などにより整備費を賄う必要**があり、そのことが**地方公共団体にとって大きな負担**となっている。

産業廃棄物の排出量及び最終処分場の状況

〈産業廃棄物の排出量推計値(H30実績)〉 〈最終処分場の設置状況(H29年4月1日現在)〉

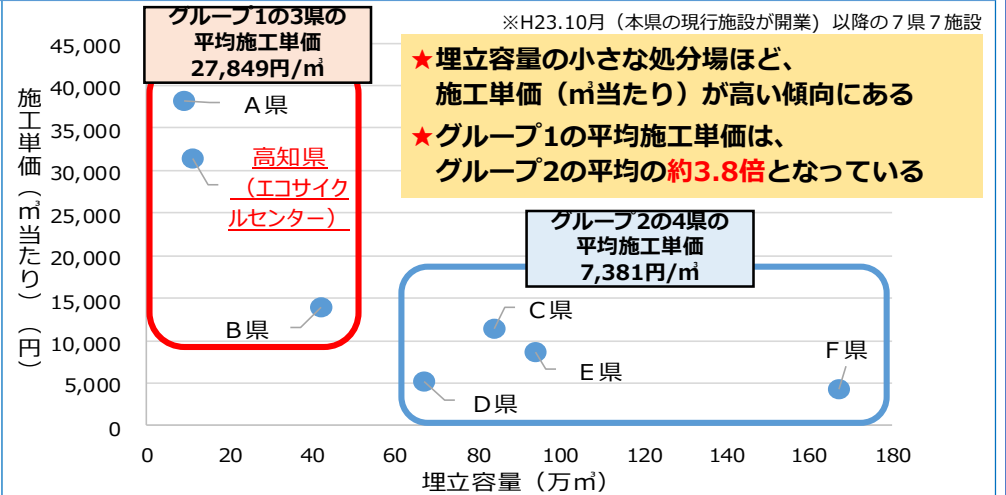
全国総排出量	37,577万トン
1位 北海道	3,822万トン
2位 東京都	2,776万トン
3位 兵庫県	1,764万トン
}	
45位 鳥取県	153万トン
46位 奈良県	140万トン
47位 高知県	130万トン

	設置数	埋立容量
最終処分場全体	1,783施設	76,555万㎡
うち遮断型処分場	24施設	26万㎡
うち安定型処分場	1,040施設	23,231万㎡
うち管理型処分場	719施設	53,298万㎡

このうち、公共関与による管理型処分場は、**84施設(27都府県)**
 →埋立容量は、21,809万㎡であり、**管理型処分場全体の約4割を占めている**

出典:環境省公表資料による

公共関与による管理型最終処分場の「埋立容量」と「施工単価」の関係



<参考>公共関与の最終処分場の整備への国の現行財政支援制度

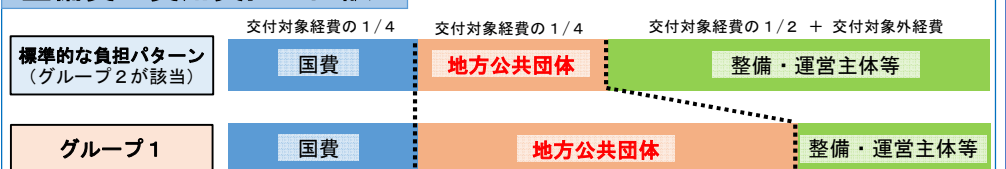
【国庫補助制度】

○**廃棄物処理施設整備(課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業)**交付金
 廃棄物処理センターが実施する施設整備費の交付対象経費の**1/4を上限に、都道府県の負担額と同額**を補助

【地方債制度】

- 公営企業債(観光その他事業)**
 廃棄物処理センターが実施する施設整備費に対する**都道府県の負担額**(充当率100%・交付税措置なし・償還期限**10年**。ただし上記の国庫補助額が上限)
- 一般単独事業債 一般事業**
 廃棄物処理センターが実施する施設整備費に対する**都道府県・市町村の負担額**(充当率**75%**・交付税措置なし・償還期限20年)

整備費の費用負担の内訳



★埋立容量は廃棄物の受入量に応じて設定されており、埋立容量の小さな処分場では、多くの料金収入が見込めない

→整備・運営主体による多額の借入れ(返済原資は料金収入)が困難

→地方公共団体による国庫補助の要件を超える負担が必要な状況(グループ1)

高知県の状況

本県における産業廃棄物の排出及び処理状況

〈産業廃棄物の処理状況(H26実績)〉

高知県総排出量	1,358千トン	100%
うち再生利用量	960千トン	70.7%
うち減量化量	356千トン	26.2%
うち最終処分量	42千トン	3.1%

〈最終処分場の設置状況(R元年度末現在)〉

最終処分場全体	13施設
うち遮断型処分場	中四国に施設なし
うち安定型処分場	12施設(全て民間)
うち管理型処分場	1施設(公共関与)

出典：平成27年度高知県産業廃棄物実態調査による

- ・建設業からの排出量が最も多く、全体の約4割を占めている(一方で、製造業からの割合(10%)は、全国平均(36%)の1/3程度)
- ・**最終処分量の多くを安定型品目が占めており**、県内12ヶ所の安定型最終処分場に搬入
- ・**管理型最終処分場への搬入量は、約8千トン/年**(R元年度実績)

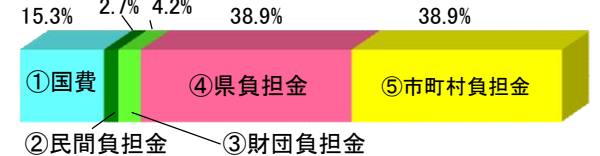
- ★現在、管理型品目は**県内唯一**の管理型最終処分場である『エコサイクルセンター』に搬入されている状況
- ★エコサイクルセンターの産業廃棄物による**料金収入は、約1億円/年**(R元年度実績)

現行施設『エコサイクルセンター』※の整備及び埋立状況

※事業主体：(公財)エコサイクル高知(H6.8 廃棄物処理センターに指定)

- 産業廃棄物の排出量が全国で最も少ない本県では、民間団体にも負担をいただいた上で、整備費の大半を、県及び全市町村が負担**

〈総事業費43.7億円〉



【財源の内訳】(計4,370百万円)

- ①国費：669百万円
- ②民間負担金：117百万円
- ③財団負担金：183百万円
- ④県負担金：1,701百万円
- ⑤市町村負担金：1,701百万円

- ・平成23年10月開業
- ・埋立容量：約11万㎡
- ・クローズドシステム採用

〈現行施設の埋立状況〉

- ★早ければ、R5年3月末にも埋立終了が見込まれるため、**新たな施設の整備を早急に行う必要がある**



新たな施設の整備費

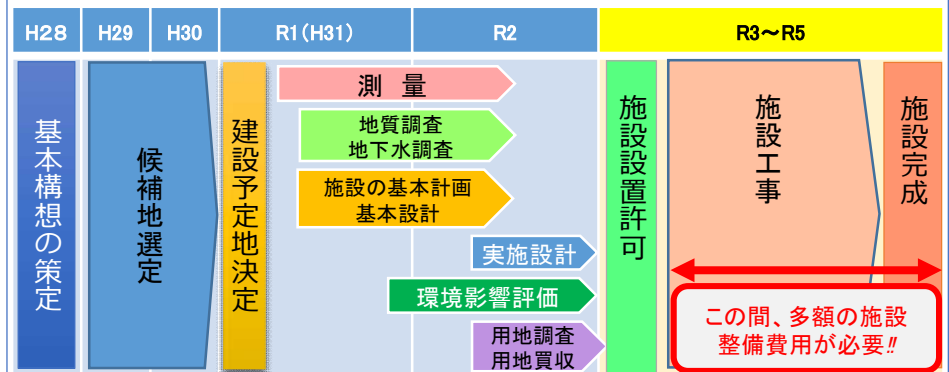
- ★**新たな施設の規模は、現行施設の倍程度を予定しており、相当多額の整備費を要する見込み**
- ★現行施設における**主要な管理型品目(燃え殻、銻さい、汚泥)の平均的な料金単価は、他県の施設と同程度の水準(16,000円/t程度)**
- ★新たな施設では、**利用料金を可能な限り引き上げる予定としているが、それでも整備費のごく一部しか賄えない見込み**
- ➔**前回同様の財源の枠組みにより整備費を賄わざるを得ないと考えており、前回は大きく上回る県及び市町村の負担が想定される**

【新たな施設の概要】

- 埋立容量：17万㎡から23万㎡まで(現行施設の1.5倍~2.1倍)
- 埋立期間：20年間(現行施設と同様)
- 施設構成：被覆型の処分場とし、**処理水は無放流とする**(現行施設と同様)

※「高知県における今後の管理型最終処分のあり方に関する基本構想(H28)」による

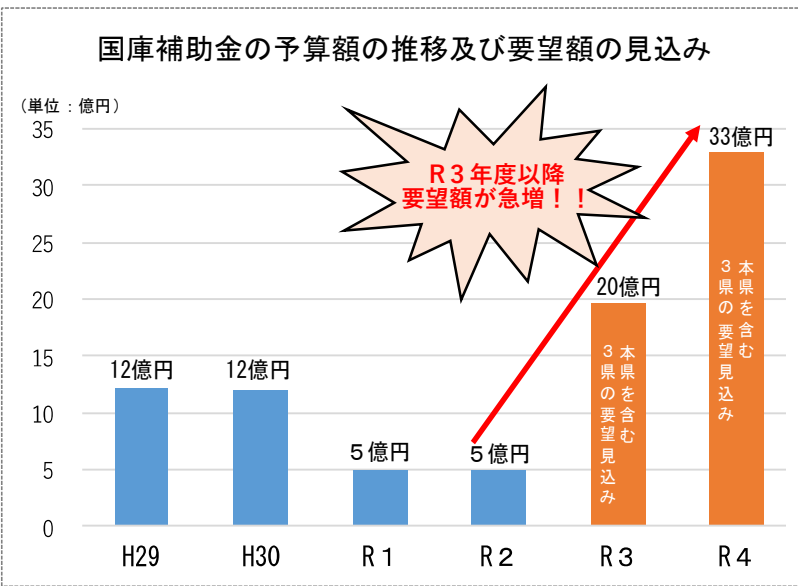
新たな施設の整備スケジュール



- ★**現行施設の埋立終了までの完成を目指し、現在、測量や基本設計などの各種調査を実施中**

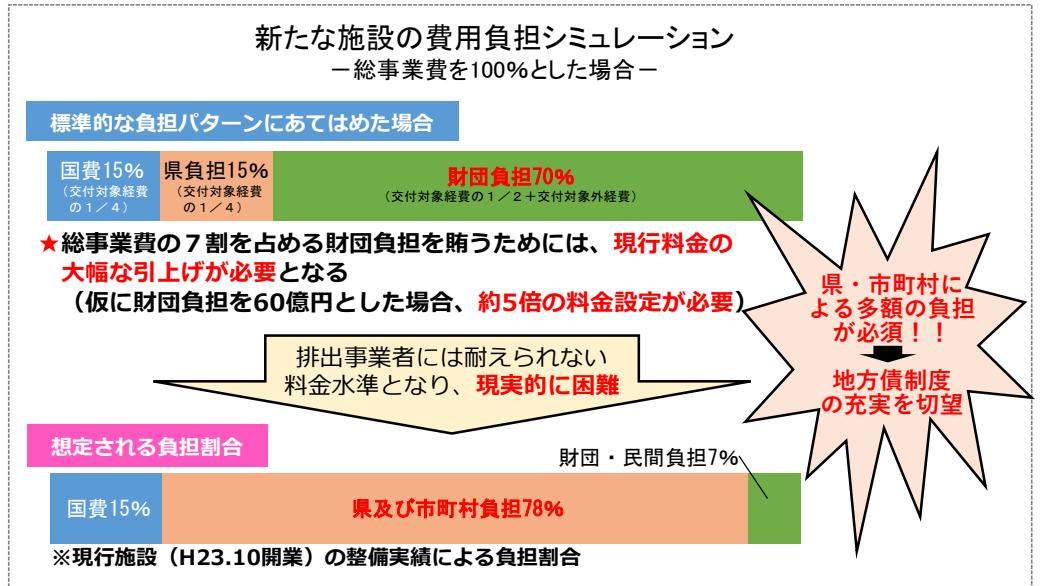
課題

- ① 令和3年度以降、本県の他に複数の県が、公共関与による管理型最終処分場を整備する計画であり、国庫補助の要望が集中する見込み



- ② 本県のように、料金収入が少ない地方にあっては、整備費の大半を県と市町村により負担することが必要

→ 既存の地方債制度を活用しても、県及び市町村にとっては極めて重い負担となる



提言

- ① 公共関与により整備される全ての管理型最終処分場の整備費に対して、国庫補助制度により要望額の満額を交付できるよう **十分な予算確保**
- ② 管理型最終処分場の整備費を負担する地方公共団体が活用できる **地方債制度の充実**
- 都道府県負担額 (補助金) に充当する「公営企業債 (観光その他事業)」の償還期限の延長
(例) 地方公共団体金融機構資金10年→20年
 - 地方公共団体の負担額に対して、交付税措置のある「地域活性化事業債」の対象とすることや、「一般単独事業債」の充当率の引き上げなど